

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和元年10月9日)

開催日及び場所		令和元年9月5日(木) 北陸農政局第3会議室			
委員		鈴木 到 (弁護士) 松木 浩一 (公認会計士) 小倉 正人 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成31年4月1日～令和元年6月30日			
審議対象案件		208件 うち、1者応札(応募)案件55件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件			
抽出案件		7件 うち、1者応札案件5件 (抽出率3.4%) (抽出率9.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応募案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		抽出なし	
		随意契約(その他)		抽出なし	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>1 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型・施工体制確認型） 国営施設応急対策事業 阿賀野川頭首工油圧配管応急対策</p>	
	<p>◆本工事の目的は原因究明で、対策工事等は別途行うのか。</p> <p>◆この施設は造ったのはいつで、どこの会社が施工したのか。また、同じような堰柱が6本あって、1箇所だけ油漏れがあるようだが、他の堰柱も一緒に調べる必要はないのか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケート結果の中で、途中で入札辞退した者が、他の工事との兼ね合いから手持ち人員の確保が困難だったということと、「自社の都合」を理由として挙げているが、自社の都合というのは、どういうことを想定しているのか。</p> <p>◆それでは、自社の都合という回答があった場合には、対策の打ちようがないのではないか。自社の都合という選択肢を選んだ際には、コメントを付けてもらうべきではないか。</p>	<p>◆原因究明調査のため、必要な仮設工を設置するもので、対策工事は別途行う予定です。</p> <p>◆施工年は昭和41年で、頭首工本体とゲート設備は異なる者が施工していますが、油圧配管に関する工事は、佐世保重工業株式会社が施工しています。 五つあるゲートのうち、三つはワイヤーでつり下げて上下させるタイプで、残り二つが転倒ゲートと言いまして、油圧でゲートを操作するタイプです。今回対象となるのは油圧を使う転倒ゲートの方となりますが、今のところ、他の堰柱では油漏れは確認されていません。</p> <p>◆自社の都合という回答があった際に、具体的にその内容までは確認していません。</p> <p>◆ご意見を踏まえ、アンケートの内容について、検討したいと思います。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型・施工体制確認型） 柏崎周辺（二期）農業水利事業 市野新田ダム付帯その2工事</p>	
	<p>◆1者応札に係るアンケート結果の「技術者に求める工事实績・資格要件の緩和」のところで、「学歴の記載は不要にしてほしい」という回答があるが、こういう回答はよくあるのか。</p> <p>◆資格を持っていれば良いのであって、学歴まで記載する必要はあるのか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケート結果で、「週休2日やコンクリート養生期間等を考慮した余裕のある工期設定にしてほしい」とあるが、建設業においては週休2日がまだ現実的ではないという本音がでたものではないかと思う。</p> <p>◆1者応札に係るアンケート結果で、「地元優先の評価項目は理解できるが・・・」というのものもあるが、地元とはどの範囲を指すのか。</p> <p>◆「1者応札（応募）となっている契約における参入拡大のための点検事項」という資料があるが、これは発注者側が点検を行うべき事項を記載したものなのか。</p> <p>◆この資料の中に「前回又は過去に当該事業を受託した者でなければ実施できないものなど、入札等に参加可能な者を必要以上に限定するものとなっていないか」という記載もあるが、こういう点についての検討は行われているのか。</p> <p>◆参加要件ではなく、工事の内容的に限定的になっているということはないのか。</p>	<p>◆今まで、このような回答はあまりありませんでした。入札公告では、配置予定技術者に求める資格を記載しており、入札参加申請の際に配置予定技術者がその資格を有していることを証明する書類を添付してもらいますが、そこに通常学歴を記載するようになっており、そのことを指していると思われます。</p> <p>◆記載例が、学歴を記載するようになっていますが、資格要件ではありません。</p> <p>◆本工事に関しては、十分な工期を確保していると思いますが、ご意見として受け止めています。</p> <p>◆本工事の場合は、受益地内に本社、営業所等がある場合に、総合評価の加点対象になります。工事によって、その範囲をもっと広げる場合もあります。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆この資料は、業務を対象とした内容になっているため、工事には合わない部分もありますが、当然必要以上に参加要件を限定することがないようにというチェックは行っています。本工事の場合は、水道管の復旧がメインとなっているため、水路・管路工事の施工実績を持っていることを参加要件としています。工事の規模は問わないとしており、参加資格の設定は適切なものであると判断しています。</p> <p>◆本工事は、一般的な土木工事ですので、施工できる者が限定されるようなことはありません。</p>

◆ 1 者応札に係るアンケートの選択肢に、「工事内容からみて、コストに見合うメリット（利潤）がないと判断した」という項目があるが、予定価格が公表されていないのに、このような判断ができるものなのか。

◆ 「施工体制評価点及び加算点について」という資料で、施工体制評価点が30点と記載されているが、この点数はどうやって決まるのか。

◆ 結局、1 者応札の原因及び対策は、どう考えているのか。

◆ 入札説明書や特別仕様書を見れば、業者はある程度金額の積算ができて、その者の得意分野であるかどうか等の条件から、メリットの有無が判断できると思います。

◆ 評価する基準があり、基準を満たす場合は、30点となります。予定価格よりかなり低い価格で入札を行い、調査基準価格を下回った場合は、その金額で確実に施工できるのかということについてヒアリングを行い、その結果によって10点又は0点となります。品質確保の観点から、基準より低い価格の入札に対しては、総合評価における評価点を低く抑える仕組みとなっています。

◆ アンケートの結果では、参加要件の等級よりも上位等級の業者から参加資格に合致しなかったことから参加できなかったという回答があったため、参加等級の拡大ということが対策として考えられます。一方で上位等級を加えることで地元企業の受注機会が減る可能性もありますので、工事内容を踏まえ総合的に考えていく必要があります。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 随意契約 加治川用水農業水利事業 松岡ため池堤体付帯工事</p>	
	<p>◆松岡ため池というのは、なにか原形となるものはあったのか。</p> <p>◆能登の方では、ため池の廃止ということも行われているようだが、全体的な傾向としてはどうなのか。</p> <p>◆工事を行う前に試掘調査を行っていると思うが、それはどのくらい行ったのか。工事の中で行った試掘調査により、想定より巨礫が多く、追加の作業が必要となったということで、現状で本工事を発注する必要があることは理解できるが、事前の調査で分からなかったのか。</p> <p>◆ここに至っては、追加工事を随意契約で発注したことはやむをえなかったと思うが、今後は事前の調査等を十分に行い、こうしたことがないようにお願いしたい。これは調査や設計を行った建設コンサルタントにも責任があると思うが。</p> <p>◆ため池の本体工事の契約額はいくらなのか。</p> <p>◆本工事の契約金額について、金額の妥当性はどのように検証しているのか。入札・契約手続審査委員会が開催されているが、ここで確認しているのか。</p> <p>◆事業概要の説明で、「水稻の作付け品種</p>	<p>◆全くの新設です。</p> <p>◆全国で、ため池は20万箇所あると言われていますが、都市化等で農地が減少し不要となっているところもあります。古くに造られたものは地権者が不明だったりするために、手つかずの状態に残っているものもあります。近年、豪雨災害等が頻発する中で、ため池が原因で被害が拡大することのないよう、点検を行い不要なものは廃止していくということが行われています。一方、今後もしも必要性があつて使用していくものについては、改修や補強等を行っていきます。</p> <p>◆事前の調査では、全体で21箇所の66ミリ径のボーリングを行っており、また、つぼ掘も行って地質を想定していますが、ボーリングは点の情報であるため、想定と異なることがあることはやむをえないものと考えています。また、掘削した土砂を堤体盛り立てに使用するに当たり、土砂の含水量も想定より多く、乾燥させるという作業が追加となっています。</p> <p>◆分かりました。</p> <p>◆第3回変更時点で、約30億円となっています。</p> <p>◆入札・契約手続審査委員会は、工事内容と契約方式の妥当性を検証しています。金額については、積算基準に基づき発注者側で予定価格を算出した上で見積合せを行い、予定価格の範囲内であったことから契約を行ったものです。積算内容については、事業所で算出した内容について、本局及び土地改良技術事務所の職員等が審査を行っています。</p> <p>◆稲作が担い手農家に集約されるようにな</p>

の変化から用水需要が増加し、用水不足が発生している」とあるが、具体的に言うかどうか。

り、収穫作業の分散目的等で早生品種から晩生品種までいろいろな品種が栽培されるようになったことに加え、夏場に高温障害が発生することが多くなったことから、作付けの時期を遅らす傾向となり、かんがい期間が長くなっています。また、高温障害の対策として、水を掛けることにより障害発生を抑えるということも行われており、これらの結果として用水需要が増加しているということがあります。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 一般競争（総合評価落札方式） 国営造成土地改良施設防災情報ネットワ ーク事業 射水平野地区管理整備改修設計業務</p>	
	<p>◆事業者に対するアンケート結果では、事業者側から改善すべき点として挙げた項目は特に無いということだが、発注者側としては今後も、改善の取組を検討していくということによろしいか。</p> <p>◆次回からで結構だが、アンケートの様式を添付して頂きたい。事業者側から具体的改善点については、回答した9者全部が特に無しと回答しているが、アンケート様式の記載内容が、適切かどうかについても検討してみたいと思う。</p>	<p>◆現時点では、業務を発注した西北陸土地改良調査管理事務所において入札・契約手続き審査委員会が未開催のため、改善策を記載した資料はありませんが、アンケート結果を踏まえた改善策について、検討しているところです。</p> <p>◆分かりました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 簡易公募型競争 信濃川左岸流域農業水利事業 1号幹線用水路施設用地測量業務</p>	
	<p>◆予定価格(税抜き)148万円に対して、落札額(税抜き)85万円とかなり安価な契約額になっているが、この金額でこの業務は実施可能なのか。ちょっと心配になってくるが。</p> <p>◆工期が7月31日までなので、業務は完了していると思うが、業務成績評価はどうだったのか。</p> <p>◆本委員会は、契約の金額が高いか低いかということではなく、適正な入札、契約であるかどうかを審議する場だと思うが、応札者8者のうち6者は予定価格に近い数字で入札しているのに対し、残り2者が極端に安い金額で応札している。その者はその金額で実施するという意思を示したわけだから、それは確かに一つの結論であって悪いとは言わないが、適正な価格かどうかという、疑問がある。1者応札の場合は、アンケート結果が添付されているが、自社都合というよく分からない理由がある一方で、かなり本音が漏れている部分もあると思う。そういったアンケート或いは聞き取り等で、何故こんなに安いのかについて、世間一般の人にも分かるような説明をもらい、納得して終わるのが、この委員会だと思う。そうでないと、この委員会の存在意義が問われることにもなりかねない。以前は、1円入札もあったが、それはそれで理由が分かる。本件の場合は、8者中6者は予定価格に概ね近いので、その6者は普通であり、残り2者は普通ではないと思うが、営利企業だから、そういう作戦で行く場合もあると思う。その理由が分かるようにしてほしい。</p>	<p>◆予定価格は、測量業務における標準の歩掛に諸経費等を積み上げた金額ですが、請負者は一般管理費等の諸経費を削り、殆ど直接人件費のみで応札したのではないかと思います。単純な測量業務の場合は、こういうケースが見受けられます。</p> <p>◆成績評価結果については、現在把握していませんので、次回の委員会で報告させていただきます。</p> <p>◆業務成績評価の結果も含め、次回の定例委員会において説明させていただきます。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>6 簡易公募型プロポーザル 新川流域二期農業水利事業 鎧瀨第1排水機場基礎工検討業務</p>	
	<p>◆本業務では、1者応札等に係るアンケートの様式が添付されており、参加しなかった理由の選択肢で、「参加しても受注見込みがないと判断した」という項目には、受注見込みがないと判断した理由を記載する欄があるが、その選択肢を選んだ者は、何か理由を記載していたのか。</p> <p>◆今後は、確認して教えてほしい。</p> <p>◆説明資料の中で、「予定価格及び積算方法(参考見積業者名)」という項目があり、「5者参考見積による(業者名)」と記載されているが、この意味がよく分からないのだが。</p> <p>◆だから、契約金額が予定価格に近いわけか。</p> <p>◆参考見積を徴収する者を決める、何か基準とかはあるのか。</p> <p>◆参考見積を提出した者は、この業務に応募できないということではないのか。</p> <p>◆業者側では、どの者が提出した見積を採用したのかは、分からないのか。</p>	<p>◆回答してもらった個別のアンケート用紙までは手持ちがないため、確認できません。</p> <p>◆分かりました。</p> <p>◆コンサルタント業務を発注する場合、5者以上から、この業務内容を実施するには、どれだけの費用が掛かるかを示してもらって参考見積書を徴取し、全体合計額で一番安い見積額を積算に採用します。本業務の場合は、その一番安い価格を提示したのが、記載されている業者で、本件の請負業者だったということです。</p> <p>◆プロポーザル方式の場合は、入札説明書に業務の概算額を示していますし、技術提案を受けて受注予定者を特定してから見積合せを行いますので、近い数字になることが多いです。</p> <p>◆過去の業務の実績等を勘案して、適切な見積書を提出してくれるであろう者を、最低5者選定しています。本件は、排水機場の基礎工の検討という事なので、そのような経験のある者を選んでいきます。</p> <p>◆それは、ありません。また、優れた技術提案を行った者が選ばれる方式ですので、参考見積を提出した者が有利になるということもありません。</p> <p>◆それは、分からない仕組みになっています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	7 一般競争(役務) 関川用水農業水利事業 水田園芸導入実証試験業務	
	<p>◆本業務の対象の圃場で実証試験をした後、近隣の農地でも行っていくという理解でよろしいか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケートのまとめの資料に、事業者側からの改善要望として、技術者に求める業務実績・資格要件の緩和が挙げられているが、この点について検討の余地はあるのか。</p> <p>◆全国的には、同様の業務を実施しているのではないのか。</p> <p>◆本業務は、土地改良区が請負者となっているが、土地改良区の方が作業を行うのか。</p>	<p>◆結果については、この場所に限らず、関川用水地区全体に周知して、役立ててもらおうということです。</p> <p>◆次年度も仮に同様の業務を発注するとすれば、そこは検討の余地があると思います。業務を発注した関川用水農業水利事業所において今後、入札・契約手続審査委員会が開かれ、検討結果が出されます。</p> <p>◆こういう営農実証まで行う業務は、あまり行われていないと思います。</p> <p>◆土地改良区が全部を行う訳ではなく、ワーキングチームを設置して、営農法人、県、市、JA、農機具メーカー等の協力を得ながら、それぞれの得意分野を活かした活動をしてもらい、土地改良区は、それらを取りまとめる形で実施しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>全般について</p> <p>なし</p>	
講 評	<p>◆1者応札については、アンケートを行った結果を添付してもらうことによって、資料的に見える形になっていることは非常に良い傾向と言えますが、審議の中で指摘があったように、アンケートの回答で抽象的な表現になっているもの等については、より具体的な形になるようお願いしたい。そうすれば、より議論が深まると思います。今回は、特に小倉委員が1号幹線水路施設用地測量業務の件で発言したご意見が象徴的であり、委員3名の存在意義を全うしていくためにも、適正な入札や契約であることの説明及び資料の作成をお願いします。今回も有意義な議論になったと思いますので、これを次回に生かしていければと思います。</p>	